

奈良県公式ホームページリニューアル及び運用保守業務委託契約書

奈良県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、上記の業務について、甲が乙に業務を発注し、乙がこれを請け負うことに関し、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の契約条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 本契約に基づき甲が乙に委託し、乙が受託する奈良県公式ホームページリニューアル及び運用保守業務は、別紙「奈良県公式ホームページリニューアル及び運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下まとめて「委託業務」という。）とする。

（委託料）

第2条 本契約の契約金額は下記のとおりとする。

契約金額〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金〇〇〇〇円を含む。）

ただし、業務実施後、委託料に減額が生じたときは、減額した確定額を業務の委託料とする。

（履行期間）

第3条 委託業務の期間（以下「履行期間」という。）は、契約締結日から令和12年5月31日までとする。ただし、リニューアル（構築）業務は、契約締結の日から令和8年3月31日までに完了するものとし、運用保守期間は、令和8年4月1日から令和12年5月31日までとする。

（履行場所）

第4条 本契約に基づく委託業務の遂行場所（以下、「履行場所」という。）は奈良県広報広聴課又は乙の申し出により甲の認める場所において実施するものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が次の各号の一に該当するものであるときは、甲は契約保証金を免除する。

- （1） 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。なお、その保険証券を甲に寄託しなければならない。
- （2） 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- （1） 契約保証金に代わる担保となる有価証券
- （2） 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証を証する書面

3 乙が納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む）は、契約の履行後これを還付する。ただし、甲は、乙の目的物の種類又は品質に関する担保義務の終了までその全部又は一部を留保することができる。

4 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲

は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証額の減額を請求することができる。

(甲の検査監督権)

第6条 甲は、合理的に必要があると認められる場合、乙の委託業務の遂行に関する調査、監督及び指示並びに作成途中の成果物に関する確認及び指示を行うことができる。

(報告義務)

第7条 乙は、委託業務の進捗状況について、仕様書に定めるもの以外に甲が書面により要求した場合には、甲が求める時期及び内容で書面等により報告しなければならない。

2 乙は、委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知った場合は、その事故の帰責の如何にかかわらず、直ちにその内容を甲に報告し、速やかに応急処置を取った後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を甲に提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務を完了したときは、その旨書面をもって甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に業務完了を確認するための検査(以下「検査」という。)を行わなければならない。なお、甲が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、検査の期間を延長することができる。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、当該成果物について補正を命じられた場合は、遅滞なく補正し、甲に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。

4 第二項の検査又は第三項の再検査は、甲が必要と認める場合には、第三者に委託して行うことができるものとする。

5 乙は、第二項の検査又は第三項の再検査に合格したときは、遅滞なく当該成果物を甲に引渡すものとする。

(委託料の請求と支払い)

第9条 乙は、成果物が前条第二項の検査又は第三項の再検査に合格したときは、甲に委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、乙から前項に基づく正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第10条 乙は、成果物の納入が仕様書に定める履行期限までに完了しないと認められる場合、速やかにその理由及び履行完了の予定時期等について、書面をもって甲に申し出るものとする。

2 乙は、自己の責に帰すべき事由により、成果物の納入に遅滞が生じた場合、履行期限の翌日から履行完了の日までの期間の日数に応じ、契約金額から甲が算定する納入済と認められる部分の成果物に相当する額を控除した額について年10.75%の割合を乗じて算定した額を遅延損害金として甲に納付しなければならない。ただし、その金額が1,000円未満である場合又は甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

3 乙は、甲が前条第二項による委託料の支払いに遅延した場合、遅延日数に応じ、未受領の額について年10.75%の割合を乗じて算定した額を遅延損害金として甲に請求することができる。ただし、そ

の金額が1,000円未満である場合は、この限りではない。

4 本条に基づく金員の計算において1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(危険負担)

第11条 納入前に成果物に滅失き損が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失き損は乙の負担とする。

2 納入後に成果物に滅失き損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失き損は甲の負担とする。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任)

第12条 成果物に種類又は品質に関して契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、甲は乙に対して期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補の請求に代え若しくは修補の請求とともに損害賠償を請求することができる。

2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求ができる期間は、種類又は品質に関して契約内容に適合しないことを知ってから一年間とする。

3 乙は、甲に対し、成果物が仕様書に基づいて開発されていることを保証するものとする。なお、仕様書に基づいて開発されていない場合は、成果物に契約不適合があったものとする。

4 乙は、成果物に不具合がある場合は、成果物の契約不適合として乙の責任で当該不具合を是正しなければならない。

5 甲が第一項、第三項及び第四項の契約不適合の有無を判断するにあたり不明点等がある場合には、乙がその調査を行って甲に報告することを含むものとする。

6 乙は、成果物が著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令及び国際条約により外国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証しなければならない。

7 乙は、成果物に第三者の著作権等を使用した場合において、甲が乙に支払う本契約金以外にその使用の対価を要しないことを保証しなければならない。

8 甲が乙に第一項の規定による損害賠償の請求をする場合は、損害賠償金額相当の物品等の納入請求をもってこれに代えることができる。

(損害賠償)

第13条 委託業務の履行にあたり、甲に与えた損害又は乙が第三者に及ぼした損害はすべて乙の責により賠償するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合はこの限りではない。

(債権と債務の相殺)

第14条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲が乙に対し支払う委託料と相殺することができる。ただし、乙の支払うべき債務が甲の支払うべき金額を超えるときは、乙は、その超過分について甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

(履行不能の場合の措置)

第15条 乙は、その責に帰することができない事由により契約の全部若しくはその一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分につい

ての委託料の支払い義務を免れるものとする。

(予算の減額又は削除に係る契約の解除等)

第16条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき契約金額が減額又は削除されたときは、契約を変更または解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号の一に該当する場合においては、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が競争入札に関し、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙がその責に帰する事由により履行期限内若しくは履行期限後相当の期間内に本契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が正当の理由がないのに本契約の履行の着手を遅延したとき。
- (4) 乙が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき。
- (5) 乙が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (6) 乙が本契約に違反し、相当の期間を定めた甲の催告受領後、相当期間内に当該違反行為の是正を行わなかったとき。
- (7) 乙が乙の都合により本契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (9) 乙の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (10) 暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (11) 乙の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (12) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (13) 第十一号及び第十二号に掲げる場合のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (14) 本契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」という。）に当たって、その相手方が第九号から第十三号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (15) 本契約に係る購入契約等に当たって、第九号から第十三号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第十四号に該当する場合を除く。）において、甲が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (16) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき。

- 2 前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。
- 3 甲は、第一項に基づき本契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記載した書面により乙に通知するものとする。
- 4 甲が第一項の規定において、契約を解除した場合、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。
- 5 前項の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 6 甲は、第一項に定める場合のほか、契約の履行が完了しない場合において、特に必要があるときは甲乙協議のうえ、本契約を解除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、予め書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第19条 乙は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合において、乙は第三者の行為について甲に対して全ての責任を負うものとする。

(委託業務遂行上の義務)

第20条 乙は、委託業務の実施に関し、予め責任者を定め、従事する技術者の指揮監督、その他業務の遂行に必要な事務にあたらせるものとする。

- 2 乙は、前項の責任者及び技術者に委託業務の遂行に必要な知識、技術を十分に習得させ、委託業務の遂行に万全を期すものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第21条 乙(乙の委託を受けた者を含む。本条において以下同じ。)は、この契約による業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、これらの秘密を他の目的に利用してはならない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 3 前二項の義務は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- 4 前三項に定める義務に乙が違反したときは、乙は甲及び損害を受けた第三者にその損害を賠償しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第22条 乙(乙の委託を受けた者を含む。本条において以下同じ。)は、本契約において別紙1「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 前項に定める義務に乙が違反したときは、乙は甲及び損害を受けた第三者にその損害を賠償しなければならない。

(成果物の所有権)

第23条 委託業務に基づき、乙が甲に納入した成果物の所有権は、乙から甲へ当該成果物が引き渡され

たときをもって乙から甲へ移転するものとする。

(プログラム等の権利帰属)

第24条 本契約の成果物に関する著作権は、著作権法第二十七条（翻訳権、翻案権等）及び第二十八条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に基づく権利も含めて、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、成果物にこの契約前から乙又は乙から本件業務の一部を再委託された者（以下「乙等」という。）が著作権を有するもの（以下「乙等著作物」という。）及び汎用的な利用が可能なプログラムが含まれるときは、当該乙等著作物の著作権は、乙等に帰属するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、第三条に定める期間経過後においても、乙等著作物を自己使用の範囲内で自由に使用することができる。また、甲は乙等著作物について、著作権法第四十七条の三（プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等）に基づき複製、翻案することができる。

4 甲は、著作権法第二十条（同一性保持権）第二項第三号又は同項第四号に該当しない場合においても、乙等著作物をその使用のために改変することができる。

5 乙は、本契約の成果物について、著作権法第十七条第一項（作者の権利）の規定による著作者人格権を行使しないものとする。ただし、事前に甲乙協議した場合はこの限りではない。

(契約内容の変更)

第25条 甲は、必要がある場合、乙と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務の一時中止を命じることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面においてこれを定めるものとする。

(事情変更による契約内容の変更)

第26条 契約締結後において、天変事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と合理的に認められる場合は、その事情に応じ甲及び乙は、協議のうえ、契約金額その他契約の内容を変更することができる。

(管轄裁判所)

第27条 本契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約に係る経費)

第28条 本契約の締結にかかる経費については、乙の負担とする。

(補則)

第29条 本契約書について疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良市登大路町30番地

奈良県知事 ○○○○

乙 ○○○○

○○○○
○○○○ ○○ ○○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第 1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第 2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第 3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第 4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第 5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第 6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第 7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。